

第1号議案

2020年度会費の請求等について

(案)

定款第54条に定める会費について、2020年度分を、以下1. のとおり請求する。

併せて、政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、経済産業省より電気事業者に対し、①電気の安定的な供給及び現場の安全の確保に万全を期すことや、②電気の使用者の電気料金支払いの猶予や電気料金支払延滞時の柔軟な対応を行うことが要請されている事情（別紙2）にかんがみ、定款第64条の規定に基づき、2020年度会費の納入の猶予に関する手続を、以下2. のとおり定め、2020年度会費の納入に適用する。

以上の内容を別紙4により公表する。

1. 会費の請求

- ① 請求対象：2020年度中の会員（全ての電気事業者）（※1）
 - ② 請求金額：定款第54条第2項の規定に基づき、1会員につき1万円（消費税不課税）
 - ③ 納入期限：請求書発行日から1か月後まで（※2）
 - ④ 請求書：別紙1のとおり
- ※1 2020年4月28日以降に加入した会員については、加入次第速やかに請求
- ※2 例えば、2020年4月1日から同月27日までの間に会員（電気事業者）であった者にあつては、2020年6月7日まで

2. 2020年度会費の納入の猶予に関する手続

- ① 会費の納入の猶予対象：やむを得ない理由により会費の納入の猶予を希望する会員であると本機関が認める者
 - ② 会費の納入の猶予期間：2021年3月31日まで
 - ③ 申請期限：納入期限と同じ
 - ④ 申請書：別紙3の様式による
 - ⑤ 申請書の提出方法：電子メール又は郵送（※3、4）
- ※3 電子メールによる申請書の提出先

提出先（電子メールアドレス）：somu-g@occto.or.jp

電子メールの件名：

2020年度会費の納入の猶予に係る申請（会員の名称）

例）2020年度会費の納入の猶予に係る申請（〇〇株式会社）

※4 郵送による申請書の提出先

提出先（郵送先）：〒135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部 総務グループ

<参照条文>

○定款（抄）

（会費）

第54条 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、会員ごとに平等とし、総会の開催及び会員への事務連絡に係る費用並びに会員数等を基礎として、理事会の議決により定める。

3 本機関は、既納の会費は返還しない。

（規程等）

第64条 この定款及び業務規程において定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な規程等は、理事会の議決を経て別に定める。

【添付資料】

別紙1：2020年度会費請求書

別紙2：経済産業省ニュースリリース

別紙3：2020年度会費の納入の猶予に係る申請書

別紙4：ウェブサイト公表文

※別紙1については、業務規程第5条第2項第3号に掲げるもの（本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの）及び情報管理規程第4条の規定に基づく秘密情報（外部秘）に該当するため、非公表とする。

以 上

2020 年 4 月 8 日

電気事業者及びガス事業者に対して 電気及びガスの安定的かつ適切な供給の継続を要請しました

経済産業省は昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、電気事業者及びガス事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に対して、改めて、電気及びガスの安定的な供給及び現場の安全の確保に万全を期すことを要請しました。

令和 2 年 4 月 7 日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 32 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされました。

また、同日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定が行われ、この中では、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として、電力、ガスなどのインフラ関係事業者が挙げられています。

新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも累次にわたって、要請や注意喚起などを行ってきたところですが、上記を踏まえ、電気事業者及びガス事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、改めて下記の事項を要請しました。また、指定公共機関である電力広域的運営推進機関に対しても、広域的な電気の安定供給の確保に万全に期すことなどを要請しました。

記

- (1) 業務計画に盛り込まれた事項を確実に実施するとともに、発電所、中央給電指令所、ガス製造所などの重要施設の職員が罹患した場合における、①代替要員の確保をはじめとする人員計画の精査、②代替施設の活用を含めた対応、③サプライチェーンの混乱が長期化することを見据えた代替的な調達先の確保など、必要な物品・資機材を安定的に調達するための措置を実施するなどの BCP 対応を徹底することにより、電気及びガスの安定的な供給及び現場の安全の確保に万全を期すこと。
- (2) 工事会社、設備の保守・点検を行う事業者、警備会社など、電気及びガスの安定的な供給及び現場の安全を確保するために必要な事業者に対して、引き続き、事業を継続するよう要請すること。

- (3) 法令に基づき、安全確保や安定供給に支障を生じない範囲内で、検査や工事等の実施時期の見直し・繰延べ等の措置を講じること。
- (4) 従業員に罹患者が発生した場合には、速やかに経済産業省に報告するとともに、公表等の適切な措置を講じること。

(本発表資料のお問合せ先)

総論及び電気事業者について

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 吉野

担当者: 石井、稲葉

電話: 03-3501-1511(内線 4731)

03-3501-1746(直通)

03-3501-3675(FAX)

ガス事業者について

資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 下堀

担当者: 川越、西田

電話: 03-3501-1511(内線 4751)

03-3501-2963(直通)

03-3580-8541(FAX)

電力広域的運営推進機関について

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長 曳野

電力供給室長 森本

担当者: 立石、平田

電話: 03-3501-1511(内線 4768)

03-3501-2503(直通)

03-3580-85911(FAX)

2020年4月7日

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、電気・ガス料金の支払いが困難な皆様へ

経済産業省は、本日、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、電気・ガス事業者に対し、料金支払いの猶予等、柔軟な対応を行うことを改めて要請しました。

経済産業省は、電気・ガス事業者に対し、個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請いたしました。

(参考)本年3月19日付の電気・ガス事業者に対する要請について([電気・ガス](#))

お問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いが困難である方は、電気・ガスの契約をされている小売電気事業者・ガス小売事業者を御確認の上、当該事業者にお問い合わせをお願いします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

【電気料金の支払い猶予等について】

資源エネルギー庁電力・ガス事業部

電力産業・市場室長 下村

担当者： 電力・ガス事業部政策課

電話：03-3501-1582(直通)(9:00～18:15)

03-3501-8485(FAX)

【ガス料金の支払い猶予等について】

資源エネルギー庁電力・ガス事業部

ガス市場整備室長 下堀

担当者： 川越、西田、安岡

電話：03-3501-1511(内線 4751)

03-3501-2963(直通)

03-3501-8541(FAX)

2020年度会費の納入の猶予に係る申請書

(西暦) 202 年 月 日

電力広域的運営推進機関

理事長 金本 良嗣 殿

住所

氏名 (会員の名称及び代表者の氏名)

弊社は、貴機関より、202 年 月 日付け請求書により、定款第54条による会費1万円(消費税不課税)を202 年 月 日まで(請求書発行日から1か月後まで)に貴機関に納入するよう請求を受けましたが、下記のとおりやむを得ない理由があるので、当該会費の納入の猶予を希望し申請します。

記

2020年度会費の納入の猶予を希望し申請するやむを得ない理由の具体的な内容

--

備考

- 1 氏名（会員の名称及び代表者の氏名）については、押印を必要とせず、記名し、又は署名すること。署名する場合において、代表者の署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2020 年 4 月 28 日
電力広域的運営推進機関

2020 年度会費の請求等について

電力広域的運営推進機関（以下「当機関」という。）の会員は、定款第 54 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、会費を納入しなければなりません。

本日（2020 年 4 月 28 日）、当機関の第 241 回理事会において、2020 年度分の定款第 54 条に定める会費を会員宛てに請求することを議決しました（請求対象、請求金額、納入期限は、下記 1.のとおり）。2020 年 5 月 8 日から、会員の皆様に対し、請求書を順次発送します。

また、政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、経済産業省より電気事業者に対し、①電気の安定的な供給及び現場の安全の確保に万全を期すことや、②電気の使用者の電気料金支払いの猶予や電気料金支払延滞時の柔軟な対応を行うことが要請され、多くの電気事業者が対応しております（以下リンク先参照ください）。

○経済産業省ニュースリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408004/20200408004.html>

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200407006/20200407006.html>

こうした事情にかんがみ、同理事会において、定款第 64 条の規定に基づき、2020 年度会費の納入の猶予に関する手続を、下記 2.のとおり定め、2020 年度会費の納入に適用することを議決しました。

会員の皆様におかれましては、請求書をご確認の上、請求書による納入期限までに会費を納入いただきますよう、お願いいたします。

また、会費の納入の猶予を希望する会員の皆様におかれましては、下記 2.の 2020 年度会費の納入の猶予に係る申請を行っていただきますよう、お願いいたします。

記

1. 会費の請求について

① 請求対象：2020 年度中の会員（全ての電気事業者）（※1）

※1 2020 年 4 月 28 日以降に加入した会員については、加入次第速やかに請求

- ② 請求金額：定款第 54 条第 2 項の規定に基づき、1 会員につき 1 万円（消費税不課税）（※2）
※2 振込手数料は会員負担
- ③ 納入期限（指定の金融機関の口座への振込期限）：請求書発行日から 1 か月後まで（※3）
※3 例えば、2020 年 4 月 1 日から同月 27 日までの間に会員（電気事業者）であった者にあつては、2020 年 6 月 7 日まで

2. 2020 年度会費の納入の猶予に関する手続

- ① 会費の納入の猶予対象：やむを得ない理由により会費の納入の猶予を希望する会員であると本機関が認める者
- ② 会費の納入の猶予期間：2021 年 3 月 31 日まで
- ③ 申請期限：納入期限と同じ
- ④ 申請書：別紙の様式による
- ⑤ 申請書の提出方法：電子メール又は郵送（※4、5）

※4 電子メールによる申請書の提出先

提出先（電子メールアドレス）：somu-g@occto.or.jp

電子メールの件名：2020 年度会費の納入の猶予に係る申請（会員の名称）

例）2020 年度会費の納入の猶予に係る申請（〇〇株式会社）

※5 郵送による申請書の提出先

提出先（郵送先）：〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部 総務グループ

<添付資料>

- ・別紙：2020 年度会費の納入の猶予に係る申請書

以 上